

議案第百一号

普通財産の無償貸付けについて

右の議案を提出します。

令和六年十一月二十一日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

普通財産の無償貸付けについて

左記のとおり、普通財産を無償で貸し付けます。

記

一 普通財産の表示

(一) 土地

種 目	所 在	面 積
宅地	東京都中央区日本橋横山町五番四十九から五十一まで	三七〇・一四平方メートル

(二) 建物（四棟）

種 目	所 在	床面積
雑屋建及び事務所建	東京都中央区日本橋横山町五番四十九から五十一まで	計 六一一・八四平方メートル

二 貸付けの相手方

東京都中央区日本橋横山町五番八号

横山町馬喰町街づくり株式会社

代表取締役 宮 入 正 英

三 貸付期間

令和七年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十七条第二項の規定に基づき、この案を提出します。